

# daily コラム

2024年6月3日(月)

〒140-0014 品川区大井1-7-6 THビル2階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email [dailycolumn@m-m-i-g.com](mailto:dailycolumn@m-m-i-g.com)

## 配偶者の定額減税

### 所得税の納税者が対象

所得税の定額減税は、所得税の納税者である合計所得金額1,805万円以下の居住者に適用され、所得税額から本人3万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき3万円が控除される制度です。所得税の納税がない人は定額減税を受けることはできません。

### 非居住者には適用されない

定額減税は、海外で就職、留学などで国内に住所を持たない者、または1年以上、居所が国外にある者は対象となりません。

### 合計所得金額による扱いの違い

合計所得金額48万円以下の配偶者は、所得税の納税がないため、同一生計配偶者となることで定額減税を受けられます。給与等の源泉徴収では、合計所得金額の見積額900万円超の同一生計配偶者は、扶養控除等申告書に氏名等が記載されていないので「源泉徴収に係る申告書」を提出して月次減税を受けます。また、年末調整の際は「配偶者控除等申告書」又は「年末調整に係る申告書」を提出して年調減税を受けます。また、国税庁の様式以外も使用できます。

同一生計配偶者に該当するかの判定は、原則、令和6年12月31日の現況で行い、年の途中で出国、死亡の場合は、出国日、死

亡日で行います。青色事業専従者や白色事業専従者は同一生計配偶者に該当しません。

また、合計所得金額48万円超となる共働き世帯などの配偶者は、自身が所得税の納税者として定額減税を受けます。

### 住民税は市区町村で計算

住民税の定額減税は、納税者の所得割額から本人1万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき1万円が控除される制度です。所得割額がない人、均等割り額のみの方は、定額減税を受けることができません。定額減税の手続きは、各市区町村が実施します。

なお、令和5年度の所得税確定申告では1,000万円超の給与所得者の同一生計配偶者であったため、給与支払報告書等に控除対象配偶者として記載されていない配偶者は、市区町村が令和6年度住民税の定額減税対象者として把握できていないため、令和7年度の住民税から控除を受けます。

### 控除しきれない人には調整給付

所得税および住民税の定額減税を自身の納税額から控除しきれない人は、各市区町村から調整給付金を受けます。給付額の算定は各市区町村で実施してくれます。

また、1万円未満の給付は1万円単位に切上げとなりますので、少し、お得です。



合計所得金額48万円超なので、自身の所得税額から定額減税を受けます。

## 補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

国税庁 定額減税特設サイト

「令和6年分所得税の定額減税Q&A

（概要・源泉所得税関係【令和6年4月改訂版】）」

令和6年4月11日改訂

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

「令和6年分所得税の定額減税について（給与所得者の方へ）」令和6年4月30日

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024004-072\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024004-072_03.pdf)

「令和6年分所得税の定額減税Q&A（予定納税・確定申告関係）」令和6年4月30日

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0024004-072\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0024004-072_01.pdf)

総務省「個人住民税の定額減税に係るQ&A集」

（令和6年4月1日改訂）（第2版）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000944311.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000944311.pdf)

内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置 よくあるお問合わせ」

【定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付】

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/FAQ/index.html>

所得税法

第2条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

五 非居住者 居住者以外の個人をいう。

三十三 同一生計配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第57条第1項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するもの（第33号の4において「青色事業専従者等」という。）を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。

三十三の二 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1000万円以下である居住者の配偶者をいう。

所得税基本通達

2-46 配偶者

法に規定する配偶者とは、民法の規定による配偶者をいうのであるから、いわゆる内縁関係にある者は、たとえその者について家族手当等が支給されている場合であっても、これに該当しない。

（注）外国人で民法の規定によれない者については、法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）の規定によることに留意する。

2-47 生計を一にするの意義

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

（1）勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

（2）親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。